

令和5年度予算主要事業の概要
(事業別説明資料)

市民福祉部



目 次

ダイバーシティのまちづくりの推進	4
市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進	5
若中年層のまめとく健康ポイント事業への参加促進	6
まめとく減塩チャレンジプロジェクトの推進	7
宮川保育園の移転整備（宮川小学校校舎への併設）	8
私立保育園における未満児保育受入れ体制の強化	9
公立保育園における保育業務支援システムの導入	10
養育費に関する公正証書等の作成支援	11
病児保育事業の対象年齢の拡大	12
保育園等における保護者連絡システムの機能拡充	13
新生児親子へのパーソナライズ絵本のプレゼント	14
ひとり親家庭を対象とした親子交流イベント等の開催	15
入園・入学準備品購入に係る支援方法の合理化	16
多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設	17
「もしも」に備えた安心サポートシステムの構築	19
未来への投資プロジェクトの推進 ～様々な困難を抱える方の社会参加を目指して～	20
社会的孤立にある方の居場所づくりと社会参加への支援	21
医療的ケア児者等や家族のレスパイト支援体制づくり	22
市有施設トイレの多機能化・バリアフリー化の推進	23
地域包括ケア体制を支える稀少事業所の撤退防止	24
移動対策助成金の障がい福祉サービスへの適用拡大	25
貨客混載や移動販売による買い物支援体制の強化	26
地域複合サロンの活動支援	27
シニアクラブ連合会による主体的な活動の支援	28
介護支援ボランティアの対象年齢・活動範囲の拡大	29
割石温泉の運営スリム化と生きがいづくり機能の充実	30
シニア生きがいづくりフェアの開催	31

宿泊施設と連携した高齢者の冬期滞在モデルの実証	32
地域包括ケアシステムを支えるケアマネの応援	33
妊産婦一人ひとりに寄り添う ^{マイ} 助産師制度の創設	34
在宅療養体制の安定化の推進	35
医療・介護・福祉人材確保のための支援	36
社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援	43
市民病院リハビリ専門職との連携による介護予防の推進	44
介護予防ケアマネジメント ^{シ-} Cの充実	45

新規 ダイバーシティのまちづくりの推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
500	一般財源	500
		謝礼 355
		印刷製本費 89
(前年度予算 0)		その他 56

2 事業背景・目的

市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることができるよう人権啓発に取り組んでいます。最近では社会全体が大きく変化しつつあり、市内の事業所においても障がいのある方や外国籍の方々が貴重な人材として活躍される姿も珍しくなくなってきています。

持続可能でより良い世界を目指す国際目標SDGsは「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げ、最近メディア等でよく使われるダイバーシティという言葉が意味する多様性もこれに通じるものであることから、性別、年齢、障がいの有無、国籍など様々な違いを持った人々が地域の中で共存し、それぞれの幸せの追求の仕方を全て認めていく「ダイバーシティのまち・飛騨市」を目指した取組を推進します。

3 事業概要

① 推進組織の設置と勉強会・意見交換会の開催 (411千円)

人権擁護委員や障がい者支援団体、企業関係等、様々な分野の代表者や市民からの一般公募による委員で構成されるダイバーシティ推進委員会を設置し、多様性を理解するための勉強会及び市内の課題解決に向けた意見交換を行うワークショップを7月頃から3回程度開催します。

② ダイバーシティのまちの推進に向けた宣言発表と市民啓発 (89千円)

推進委員会での意見等も踏まえながら、市や市民、事業者等が共に描くダイバーシティのまちの姿を明確化し、令和5年度内に「宣言」として発表します。

また、取組みを象徴するロゴデザインを制作し、ポスターやステッカーの配布等により広く周知啓発するとともに、市民や事業者等によるそれぞれの具体的な取組みの宣言と実践を後押しすることで、ダイバーシティのまちの普及拡大を図ります。

新規 市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
300	一般財源	300
		印刷製本費 186
		謝礼 114
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

市では、市民が生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種健診・検診を実施するとともに、ハイリスク者に対する事後指導や健康教育、全世代を対象とした「まめとく健康ポイント事業」などに取り組んできましたが、市が行う特定健診における40～50歳代の受診率は5割に満たず、まめとく健康ポイントの参加者は60歳代以上が中心となっていることなどから、特に若中年層の市民には健康づくりに関する意識がまだ十分に浸透していないものと考えられます。

このため、健康づくりの基本を学び実践へと誘導する普及活動と、より深い知識や実体験をもとに周囲に活動の輪を広げるリーダー人材の養成活動を重層的に展開することで、健康であることの大切さを認識し、自ら健康づくり活動に主体的に取り組む市民の増加を図ります。

3 事業概要

① 健康づくり活動の普及に向けた出前講座の開催 (186千円)

広く市民や事業所を対象として、市の保健師や管理栄養士が地域公民館、企業等に出向き、健康づくりに必要な基礎知識を伝える出前講座を開催し、食習慣の見直しや運動など自らに合った健康づくり活動を日常的に実践・継続できる「健康づくりがんびりすと」の増加を図ります (年間目標500人)。

② 地域や職場での発信源となる健康づくり実践リーダーの養成 (114千円)

健康づくりに興味・関心が高い市民や現役リタイア直後のシニア層、企業の福利厚生担当者等を主なターゲットとして、市民の健康課題や生活習慣病予防、運動、食、目標管理など健康づくり全般について深く学べるシリーズ講座を開催し、地域や職場における健康づくりの情報発信源を担う「健康づくり実践リーダー」を養成します。

- ・リーダー養成講座：古川・神岡会場にて各3回コースで実施、受講者30人程度

拡充 若中年層のまめとく健康ポイント事業への参加促進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
4,200	一般財源	4,200
		賞品代 3,300
		奨励金 500
		印刷製本費 400
(前年度予算 2,500)		

2 事業背景・目的

市では、市民一人ひとりが自らの健康は自らがつくるという意識を持ち、それぞれのレベルに応じた健康づくりの動機付けにつながるよう、平成29年度から「まめとく健康ポイント事業」として、市民や市内在勤者が自らの健康づくり活動をポイント化し、溜まったポイントを景品等に交換できる制度を開始しました。

今では2,000人以上が参加する大きな活動へと成長してきましたが、その多くは60歳代以上の高齢者層であり、会社勤めの方が大半を占める若中年層への浸透が進んでいない状況にあります。また、市の特定健診データでは、60歳代から血圧や腎機能の有所見が顕著に表れており、会社勤めを終えて社会保険から国民健康保険へと移行したグループの中にハイリスク者が少なからず潜在していることが考えられます。

このため、企業との連携やアプリ等の活用により若中年層の取り込みを図り、比較的若い段階から健康意識を定着させることで、生活習慣病のリスクを抑制し、健康ポイント達成者数4,000人を目標に、誰もがいつまでも健康で活躍できる地域づくりに取り組みます。

3 事業概要

①【新規】企業連携による市民等の健康づくりの推進 (500千円)

職場単位での参加を促進するため、事業所としての健康づくり目標を設定・宣言した上で、従業員のみまめとく健康ポイント事業参加を促進した事業所に対し、ポイント達成者数(5人以上)に応じた健康づくり活動奨励金(500円/人)を交付します。

②【拡充】Web申請による利便性向上と健康アプリの利用促進 (3,700千円)

従来の紙カード方式に加えてWebからのエントリー方式を併用することで、参加者の利便性向上を図ります。また、日常の中の「歩く」ことから健康意識を習慣付けるため、岐阜県が推進するスマホアプリ「スポーツタウンWALKER」の利用促進を図ります。

なお、これらに対するインセンティブとして、Webエントリー者がアプリでの活動量報告等を行っていただいた場合、抽選賞品の当選確率の引上げ等を行います。

担当課：市民福祉部市民保健課 (☎0577-73-2948) 予算書：P. 88

【拡充】 まめとく減塩チャレンジプロジェクトの推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
940	一般財源	940 需用費
		謝礼
		その他
(前年度予算 850)		551 160 229

2 事業背景・目的

市では、最大の健康課題である高血圧対策として、子どもや若年世代のうちから減塩を意識して普段の食生活の見直しを図る「まめとく減塩チャレンジプロジェクト」を平成30年度から推進しています。

様々な取組みを通じて市民の減塩意識が徐々に広まりつつあることが感じられる一方、健診等による尿中塩分測定結果を見ると、40歳代以上では約9割、乳幼児期も6割以上の方が、国が定める1日の食塩摂取量目標値を超えている状況が続いていることから、引き続き、健康教育等を通じて各年代への周知啓発に努めるとともに、飲食店等における減塩の取組みの輪を広げることで、更なる意識定着と行動変容を促進します。

3 事業概要

①【拡充】市内飲食店等におけるメニューの減塩化の支援 (327千円)

減塩の専門家による指導や管理栄養士によるレシピ分析等の技術支援により、市内飲食店や指定管理施設における既存メニューの減塩化、新たな減塩・健康食メニューの開発を促進します(目標5店舗程度)。また、店舗の希望に応じてスマートミール[※]認証に向けた支援も行います。

※健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた食事の認証制度

②【新規】「まるごと健康食堂」イベントの開催 (政策間連携[※])

市内の農業生産者と飲食店のコラボによる期間限定イベント「飛騨市まるごと食堂」の特別企画として、上記の支援メニューや既存のスマートミールを一斉に提供する『まるごと健康食堂』を11月の全国糖尿病週間に合わせて開催し、市民や観光客等が楽しく減塩・健康食を味わえる機会を提供します。

※食のまちづくり推進課予算により実施

③【継続】減塩普及講座や尿中塩分測定の実施 (613千円)

健診結果説明会や乳幼児学級といった様々な機会を通じて減塩の重要性に関する啓発を行うほか、SNSやチラシによる減塩食品の取扱店舗や減塩レシピの紹介、若年期からの減塩意識定着に向けた2歳児保護者や小6児童の尿中塩分測定等を実施します。

担当課：市民福祉部市民保健課 (☎0577-73-2948) 予算書：P. 88

新規 宮川保育園の移転整備（宮川小学校校舎への併設）

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
2,500	合併基金	委託料
	2,500	2,500

（前年度予算 0）

2 事業背景・目的

市立宮川保育園（定員20人）では、少子化に伴う一時的な休園が度々発生し、令和4年度現在も休園措置を講じていますが、入園対象児を持つ保護者のニーズを踏まえて令和7年度より再開園する見込みです。また、地域住民からは、保育園の存続と少人数ならではの充実した子育て環境を望む声が強く寄せられています。

一方で、平成2年に建築された園舎の老朽化が進行し、大規模な修繕が必要な時期を迎えていることから、再開園に向けて園舎機能を宮川小学校の校舎内に移転・併設することで、市有施設のスリム化による維持管理費用の削減を図るとともに、飛騨市学園構想の重要な取り組みと位置付ける保小連携をより一層推進し、更には地域との連携・協力を通して、子ども達の健やかな成長と自立を育みます。

3 事業概要

既存校舎の1階南側（職員玄関側）の一角に、園舎機能（保育室、トイレ・洗面所等）を併設するための設計業務に着手します。

また、将来再び一時休園措置が必要になった場合でも、子どもの遊び場や地域のコミュニティスペース等として継続的に利用できることを前提とした仕様検討を行います。

○整備スケジュール

令和5年度：設計業務、令和6年度：改修工事（外構含む）、令和7年度：新園舎開設

○併設により期待される効果

- ・遊びを通じた学びから勉強が中心になる環境変化がスムーズに行われる
- ・保育園児と小学生児童が交わり普段から規律ある態度や人と関わる力が養われる
- ・学校体験や給食の交流が盛んになり情操教育が高まる
- ・小学校教職員と保育士との連携を通して子どもの様子を容易に繋ぐことができる

新規 私立保育園における未満児保育受入れ体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,000	一般財源	1,000 支援金
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

人口減少に伴い全体の園児数が減少する一方で、女性の社会進出等により未満児保育の利用ニーズは高い水準が続いており、令和4年度は0歳児の入園者数が過去最多となりました。市内では私立保育園3園※で未満児保育の約7割を受け入れており、運営コストの増大部分に対する公費支援が行われてもなお、園独自の備品購入や施設改修、おむつ処分等の費用負担が増加している状況です。

今後も待機児童ゼロを継続し、よりよい未満児保育を行っていくため、私立保育園における未満児保育実施に対する新たな支援制度を創設し、保育体制の強化に努めます。

※増島保育園・さくら保育園（古川町）、双葉保育園（神岡町）

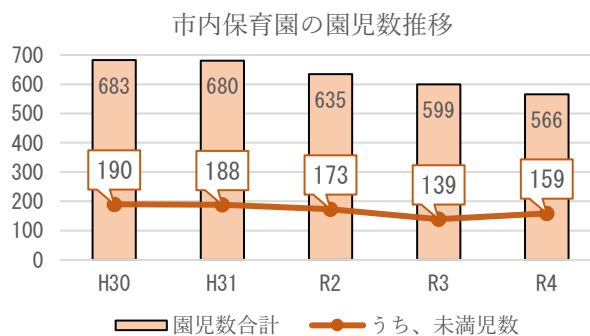
3 事業概要

① 未満児受入に係る包括的な支援金の交付（450千円）

私立保育園に対して、未満児保育に要する費用に幅広く活用できる未満児受入協力支援金（3,000円/年・人）を交付し、未満児保育の積極的な受け入れを支援します。

② 使用済みおむつの処分に対する支援金の交付（550千円）

全国的におむつの持ち帰り処分が課題とされている地域がある中で、飛騨市では各園で処分を行っているところですが、各私立保育園の費用負担を軽減するため、おむつ処分に対する支援金（300円/月・人）を交付します。



担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P. 80

新規 公立保育園における保育業務支援システムの導入

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
4,250	国庫補助金 1,491	委託料 1,485
	ふるさと納税 2,759	備品購入費 1,340
(前年度予算 0)		その他 1,425

2 事業背景・目的

社会環境の変化等により保育業務が多様化・高度化する中、保育士の負担軽減や業務効率化を図るため、全国的に保育現場のICT化が進められています。

市内の私立保育園3園においても既に保育業務支援システムが導入され、園児情報や保育記録などの一元管理による事務の効率化に加え、園と保護者の連絡を電子化することでお互いの手間を軽減するなど、有効に活用されている状況にあります。

このため、公立保育園においても同様の支援システムを導入することで、保育業務により専念できる環境を整備し、質の高い保育の提供につなげます。

3 事業概要

公立保育園のインターネット環境を整備し、タブレット端末等で利用できる保育業務支援システムを導入します。保護者向けのスマホアプリからも一部機能が利用でき、保育園の業務改善と保護者の利便性向上を図ります。

なお、既に導入済みの私立保育園と同じシステムを採用することで、小学校へつなぐ保育要録の統一化や転園時のスムーズな引継ぎ等を可能とします。

○主な機能

- ①登降園管理・・・玄関先でのQRコード読み取りにより登降園の管理が容易
- ②帳票管理・・・複製機能やテンプレート機能により作業効率が改善
- ③発育・健康記録・・・デジタル管理で日誌や個人記録に反映（引継ぎが容易）
- ④保護者アプリ・・・連絡帳、行事予定、生育歴情報、お便りなど配信
健康観察のデジタル化

○導入する公立保育園

宮城保育園（古川町）、河合保育園（河合町）、旭保育園（神岡町）

新規 養育費に関する公正証書等の作成支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
250	一般財源	250 交付金
		印刷製本費 50
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

全国的にひとり親家庭の親の就業率は高いにもかかわらず、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の貧困率は高い傾向がみられます。これは離婚後の生活を下支えする養育費の確保が十分になされていないことが原因の一つと考えられ、実際に令和3年度に市が実施したひとり親家庭等アンケート調査においても約4割の方が養育費を受け取っていないと回答されています。

このことから、養育費に関する取決めの明確化を支援し、ひとり親家庭における経済的基盤の安定化を促進します。

3 事業概要

① 養育費に関する公正証書等の作成費用の支援 (200千円)

養育費の取決めに関する公正証書の作成や調停等の申立費用の全額を補助します。

対象者：市内に居住し養育費の対象となる児童を扶養するひとり親

対象経費：令和5年4月1日以降に生じた公正証書の作成または調停等の申立に係る費用(規定による公証手数料※、家庭裁判所への提出書類に係る印紙税等)

補助率等：対象経費の全額(上限3万円)

※(参考)養育費10年分・3千万円以下の支払の場合：23,000円

② 子どもの養育費に関する啓発リーフレットの配布 (50千円)

子どもの将来のために養育費を取決めることは親の義務であることや上記の支援制度などを記載したリーフレットを作成・配布し、市民への周知啓発を行います。

また、市役所及び振興事務所の住民窓口にてリーフレットを常設し、離婚届用紙の請求時に制度の紹介を行います。

拡充 病児保育事業の対象年齢の拡大

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
20,349	国庫補助金	6,783 委託料
	利用料	640
(前年度予算 20,349)	一般財源	12,926

2 事業背景・目的

市では、就労等によりお子さんの病気時や病後の自宅療養が必要な間の保育が困難なご家庭をサポートするため、平成28年度から民間委託による病児保育事業を実施しています。これまで対象児童を生後6ヶ月から小学校3年生までとしてきましたが、保護者ニーズの多様化等により対象年齢の拡充を求める声も多く寄せられています。

このため、放課後児童クラブ（学童保育）と同様に小学校6年生まで対象年齢を拡大することで、病児を抱えている保護者の負担を軽減し、市民サービスの向上を図ります。

3 事業概要

病児保育の対象児を小学校3年生までから小学校6年生までに拡大し、保護者が安心して就労できる環境づくりを推進します。

対象児童：生後6ヶ月から小学校6年生まで

利用料金：1日につき1人あたり2,000円、5時間以内の場合は1,000円

※免除対象者（市内に住所を有する児童の利用に限る）

- ・生活保護受給世帯、市民税非課税又は均等割のみ課税世帯
- ・高校生までの児童を3人以上養育している多子世帯
- ・ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）



利用手順：登録 → 電話予約 → 受診（医師に診療情報提供書の依頼※） →

利用確認（病名を伝え受入れ決定） → 病児保育利用 ※医療費助成対象につき無料

対象施設：病児・病後児保育室「む～みん」（古川町杉崎 さくらの郷あさぎり内1階）

病児保育 たんぼぼキッズ （神岡町東町 たんぼぼ苑内3階）

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P.79

拡充 保育園等における保護者連絡システムの機能拡充

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な用途】
564	一般財源	564 委託料 462 102 使用料
(前年度予算 132)		

2 事業背景・目的

市では、保育園や乳幼児学級における保護者との連絡手段としてメール連絡システムを採用しており、登録率が100%と広く利用が定着していることから、通常時の連絡に加えて、新型コロナウイルス対応や防災関係の一斉連絡など様々な場面で活用しています。

現行のシステムが令和5年度末でサービス終了となることから、欠席・遅刻連絡のスマホ入力や言語切替機能などの機能が充実した新システムに移行することで、施設と保護者双方の利便性向上を図ります。

3 事業概要

市内の全保育園（公立・私立）と乳幼児学級において、スマホアプリによる統一連絡システムを導入します。

兄弟姉妹で保育園と乳幼児学級の両方を利用される場合や途中転園時にも一つのアプリで完結できることで、保護者の利便性を確保します。

- 主な機能
- ①メール連絡（データ添付も可）
 - ②遅刻、欠席連絡（24時間スマホ入力可）
 - ③言語切替（複数言語への翻訳可）
 - ④日程調整（参加申し込みを入力でき、集計も容易）



担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P. 79

【拡充】 新生児親子へのパーソナライズ絵本のプレゼント

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
761	一般財源	761 需用費 666 95 報償費
(前年度予算 464)		

2 事業背景・目的

乳幼児期より絵本や物語に親しむ中で、子どもは様々な言葉や表現を身に付け、親子の語りを通して言葉による伝え合いが育まれていきます。

市では子育て支援の一環として、平成21年度から絵本のプレゼントや読み聞かせ会を行うブックスタート事業を継続的に実施しており、さらに親子の絆を深め、乳幼児の健やかな心の発育を促すため、新生児親子を対象にお子さんと同じ名前の主人公が登場するパーソナライズ絵本のプレゼントを行います。

3 事業概要

①【拡充】 3か月児への絵本プレゼント ～ファーストブック～ (452千円)

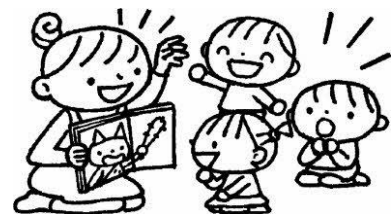
市内子育て支援センターにおいて、3か月児を持つ保護者を対象に、選定した5冊の絵本の中から希望する2冊をプレゼントします。

また、令和5年度より、親子での楽しい読み聞かせ時間につながり、記念として生涯手元に残していただけるよう、お子さんと同じ名前の主人公が登場し、名前の由来などのメッセージを記入することができる「パーソナルちいこえほん」を3か月児相談時に追加でプレゼントします。



②【継続】 3歳児への絵本プレゼントと読み聞かせ ～セカンドブック～ (309千円)

満3歳児を迎えるお子さんを対象に、飛騨市図書館・飛騨市神岡図書館で選定した5冊の絵本についてボランティアスタッフによる読み聞かせを行い、その中から本人が希望する1冊をプレゼントします。



【拡充】 ひとり親家庭を対象とした親子交流イベント等の開催

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,440	参加料 95 一般財源 1,345	委託料 1,440
(前年度予算 740)		

2 事業背景・目的

市では、市社会福祉協議会（社協）との協働により、平成16年度からひとり親家庭の親子のふれあいや世帯間の交流を目的とした日帰り旅行を継続的に開催しています。

令和3年度にひとり親家庭等167世帯を対象に実施したアンケート調査では、市のイベントを楽しみにしているとの好意的な意見のほか、仕事が忙しく子どもに十分な時間を作ってあげられないといった悩みや、他の世帯の方がどのような仕事や生活をしているのか知りたいといった声も寄せられています。

このため、社協への包括的な業務委託とさらなる連携強化により、親子や世帯間の交流の機会を増加させるとともに、就労や生活面も含めた相談支援体制の充実を図ります。

3 事業概要

①【新規】親子で参加できる交流サロンの開催（440千円）

親子で気軽に集いお互いを知り合うことができる交流サロンを年4回開催します。

また、学校の長期休暇に合わせて、夏休みは子どもの宿題応援イベントとして木工工作教室を、冬休みには親子料理教室を、それぞれ古川・神岡の2会場で実施します。

②【継続】親子いきいきふれあいバス旅行の開催（1,000千円）

愛知県内のテーマパークを目的地とした親子日帰りバス旅行（定員30世帯）を10月下旬に開催します。



改善 入園・入学準備品購入に係る支援方法の合理化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
45,700	過疎債	21,300	補助金	44,900
	ふるさと納税	23,600	印刷製本費	450
(前年度予算 22,800)	一般財源	800	通信運搬費	350

2 事業背景・目的

市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、平成29年度よりお子さんの保育園入園時や小中学校及び高校入学時に必要となる制服や体操服等の準備品の購入支援制度を創設し、対象品目の追加や補助金の増額など保護者ニーズに対応しながら実施してきました。

現在は準備品購入後に補助金を交付する償還払い方式を採用していますが、申請書に添付する書類準備が煩雑であることや家計面から購入前の支援を求める意見があることを踏まえ、より合理的な支援方法への見直しを行います。

3 事業概要

①【改善】入園・入学前年度のクーポン券の交付（24,400千円）

お子さんが入園・入学を迎える前年度に、学生服など主要な準備品を取扱う店舗で現金と同様に利用できる「飛騨市入園・入学準備品クーポン券」を交付することで、購入前の家計支援を行うとともに、領収書等の提出を不要とします。

【助成対象児※・助成金額】 ※いずれも表中の年を迎える年度に助成（令和6年度入園・入学→令和5年度助成）

満3歳児	年長児	小学校6年生	中学校3年生
1万円	2万円	6万円	4万円 <small>（ひとり親家庭は6万円）</small>

【申請方法】

クーポン券申請書類の提出のみ（実績報告・領収書添付不要）

②【継続】入園・入学準備品購入補助金〔旧制度〕に係る経過措置（21,300千円）

制度改正に伴う1年度限りの経過措置として、令和5年度に入園・入学を迎える児童生徒を対象に、従来どおり準備品購入後の申請（領収書添付）、現金による補助金交付を行います。

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P.77

新規 多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
6,720	財産使用料	2,636 国県支出金精算金
	ふるさと納税	768 委託料
(前年度予算 0)	一般財源	3,316 その他
		4,680
		768
		1,272

2 事業背景・目的

市では、令和3年度から旧養護老人ホームの建物（古川町下気多地内）を複合的な福祉施設としてリノベーション整備を進めています。この施設には、障がい者の住まいであるグループホーム12床を核に、現在別の市有施設内にある医療・福祉の在宅サービス事業所（訪問看護、訪問介護、相談支援、居宅介護支援等）や市の地域生活安心支援センターふらっとのランチ事務所（ふらっと^{がらす}）も集約させ、隣接する養護老人ホーム「和光園」や障がい者自立支援施設「憩いの家」とも深く連携する形で、「飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこい」として令和5年7月1日に開所します。

令和2年度に神岡町山田地内で開設した「飛騨市多機能型障がい者支援センター（福祉サービス事業所ピース）」との市内2拠点化の体制が整うことで、障がいの重度化や高齢化、親亡き後を迎えても、市内の障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける支援体制が確立します。

3 事業概要

飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこいでは、障がい者グループホーム、併設する養護老人ホームという24時間365日支援員がいる住まいの拠点のもとで、地域の障がいのある方やそのご家族が何かあっても安心して生活できるよう、施設内の在宅支援事業者と市、隣接施設が連携し、以下の5つの支援機能を柱としたサポートを行います。

1. 相談支援（地域移行、親元からの自立、緊急時のコーディネート）
実施主体：相談支援事業所
2. 緊急時の受け入れ（緊急時の対応支援、緊急ショートステイ受入）
実施主体：障がい者グループホーム、養護老人ホーム、訪問看護
3. 体験の機会・場（親元からの自立、施設・病院からの地域移行に係る一人暮らし体験）
実施主体：障がい者グループホーム、養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、居宅介護
4. 専門性（専門的な人物見立てとそれに沿った専門的な対応）
実施主体：地域生活安心支援センターランチ事務所「ふらっと^{がらす}」
5. 地域の体制づくり（在宅サービス事業者間連携、必要なサービスの確保検証等）
実施主体：地域生活安心支援センターランチ事務所「ふらっと^{がらす}」

① 地域生活安心支援センターふらっとのランチ事務所の開設（1,272千円）

新設する障がい者グループホーム等施設内にふらっとのランチ事務所「ふらっと＋（ぷらす）」を設置し、事務所備品の購入や公用車の配置替えなどを行います。

職員体制は、ふらっと本体と当該拠点の専門事業者間の連携・調整を推進する職員1名のほか、見守りの必要な家庭への定期巡回訪問を行っている地域連携支援員、精神的に生きづらさを感じている人の居場所を運営している「ふりーすぺーす」の職員を配置し、ふらっとにおける生きづらさを抱える方の直接サポート機能の拠点とします。

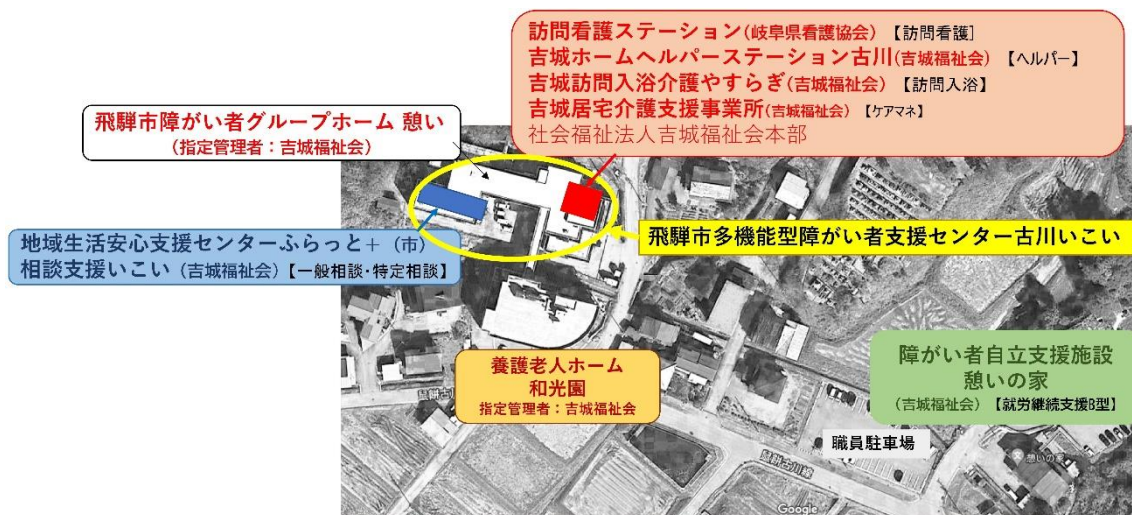
② 障がい者や家族の安心を支える24時間365日対応体制の確立（768千円）

24時間365日の運営となる障がい者グループホーム等施設と隣接する養護老人ホームの短期入所機能を活かし、休日・夜間でも介護者の急用等による緊急受け入れ対応や相談受付、医療的な相談対応等に対応できる体制について、両施設の運営者である吉城福祉会及び同施設内に入居し24時間対応の訪問看護を行う岐阜県看護協会に委託します。

③ 在宅支援事業所の集約化に伴う国・県支出金の精算（4,680千円）

新施設内に医療・福祉在宅サービス事業所を入居させ、行政財産目的外使用料を収受することに伴い、旧養護老人ホームの整備にあたり交付された国・県補助金の財産処分（貸付相当）に該当するため、国及び県への補助金返還を行います。

なお、この返還金相当額は当該使用料の収入により、数年以内に市に補てんされる形となります。



担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 69

【拡充】 「もしも」に備えた安心サポートシステムの構築

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
520	一般財源	520 協力金 500 20 通信運搬費
(前年度予算 500)		

2 事業背景・目的

市では、障がいのある方が安心して暮らしていただけるよう、地域連携コーディネーターや障害福祉サービス事業所が協力して支えていく「地域生活支援システム」を令和4年度から本格運用していますが、介護を行うご家族等の高齢化や障がい者ご自身の障がいの重度化等に備えることの必要性の理解が得られにくく、利用にあたって必要な事前登録が進まないという課題があります。

また、市外から転入された障がいのある方やそのご家族が、スムーズに地域での生活に慣れてもらえるようなサービスも不足しています。

このことから、地域の方々との連携がとりやすく、定期的な家庭訪問等を通じて障がいのある人の様子や家庭状況を把握できる市の立場を生かし、「もしも」への対応が必要な方については事前登録の有無に関係なく利用できる仕組みへの見直しを行うとともに、転入者に対する新たなサービスの構築等を進めます。

3 事業概要

①【新規】事前登録不要の安心生活サポートの導入（ゼロ予算）

事前登録がなくても家族の希望がある世帯や地域連携コーディネーター等が必要と判断した世帯に対し、年1～4回の定期訪問により現状を確認し必要な支援を行います。

また、障がいのある方への対応方法や家族の思いを記した家族版「あなたへのサポートノート」を作成し、緊急時等の円滑な支援へとつなげます。

②【新規】転入者に対する地域生活支援サービスの導入（ゼロ予算）

転入者の地域移行・地域定着の推進に向けたサービスをシステムに取り入れます。

③【改善】より良いシステム構築のための情報収集（20千円）

アンケート調査により情報収集を図り、ハイリスク世帯の洗い出しを行います。

④【継続】地域生活支援システムの推進（500千円）

緊急時の相談や受入れ、体験の提供を行う事業者に対する協力金を交付します。

新規 未来への投資プロジェクトの推進

～ 様々な困難を抱える方の社会参加を目指して ～

1 事業費 (単位: 千円)	【財源内訳】	【主な用途】
1,073 (前年度予算 0)	ふるさと納税 1,073	委託料 1,073

2 事業背景・目的

令和3年度に開設した地域生活安心支援センター「ふらっと」の総合相談窓口には、暮らしにくさや生きにくさを抱えた大人の発達相談が多く寄せられており、自己評価の低下から自信を無くし、なかなか外へ出られなくなり「ひきこもり」となってしまうなど、「働きたい」「自信をもって生きていきたい」「安心して生活を送りたい」という本人の望む生活が実現できないことに関する内容が多くみられます。

このような相談者の多くは、障がいの診断がないため自立・機能・就労訓練を受ける機会がなく、セルフケアの術を学ぶ場所もありません。

このことから、自分の状態や自分のありのままの姿を受け入れ、自分にあったやり方や工夫を身に付けることができる支援モデルを研究します。

3 事業概要

「どんな人も取り残さない、いつからでもチャレンジできる飛騨市づくり」をテーマに、「未来への投資プロジェクト」と銘打って社会に出られない方へのモデル事業(研究事業)を実施します。

- (1) 対象条件 不登校の生徒(義務教育終了後)、働きたい・挑戦したいが踏み出せない方、障害認定等がないため訓練を受けられない方など
- (2) 実施方法 市内事業所と協働で、市独自のサービスを組み立てることを視野に、支援内容及び報酬体系(自己負担割合)の研究を行うとともに、サービス実施事業所の育成までを実施
- (3) 事業期間 令和5～8年度
- (4) 研究事項
 - ・医療的セラピストの見立てとになりたい自分へのプラン「myベストプラン」の作成
 - ・プランの実践について、対象者と共に研究・検証
 - ・プラン支援者や実施事業所の育成
 - ・サービス報酬の検討

担当課：市民福祉部総合福祉課(☎0577-73-7483) 予算書：P.70

【拡充】 社会的孤立にある方の居場所づくりと社会参加への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
11,350	国庫補助金 6,546	委託料 9,660
	ふるさと納税 4,800	支援金・給付金 1,525
(前年度予算 9,420)	一般財源 4	その他 165

2 事業背景・目的

仕事の失敗、地域からの孤立、精神の疾患などの問題により、社会での生きづらさを抱え社会的孤立の状態に陥ってしまう方が増加傾向にあります。こうした方々の就労や社会参加に向けた支援では、自己肯定感を高めながら、生活リズムの改善や社会適応能力、意欲を徐々に向上させていく準備段階が重要であり、この準備段階をしっかりと経たうえで、実際に支援を受けながら賃金を得て働く就労訓練へと移行していくステップアップが欠かせません。

社会的孤立にある方の準備段階の支援においては、市が委託する就労準備支援事業所での専門的な通所支援を中心に、常設ではないものの市民団体が運営される安心できる居場所があるほか、市でも一人ひとりの気持ちに寄り添える「ふりーすぺーす」といった場を定期的に開設するなど様々な形でニーズに対応していますが、これらに加えて、気持ちや意欲が整った時点でいつでも気軽に出かけられる「常設された居場所」が必要であることを日々の支援の中で強く感じており、市の体制づくりの課題の一つと捉えています。

そのため、いつでも通える常設的な居場所を経験ある支援者を配置して設置し、居場所資源の更なる充実を図ります。

3 事業概要

①【新規】いつでも行ける社会的居場所の常設 (2,500千円)

社会的孤立にある方が思い立った時にいつでも行ける常設の居場所を、経験ある支援員等を配置して新たに設けるため、市内の既存の就労準備支援事業所や空き家の場を活用し、当該事業所や熱意ある市民団体にその設置運営を委託します。

②【継続】就労準備や社会参加訓練の支援 (8,850千円)

就労や社会参加が困難な方が農業体験や支援プログラムによる指導・訓練を通じて、就労に必要な基礎能力を向上させるため、就労準備支援事業及び就労準備訓練事業を実績ある事業者へ委託するなど、社会的自立に向かう就労準備支援を促進します。

担当課：市民福祉部総合福祉課 (☎0577-73-7483) 予算書：P. 69

新規 医療的ケア児者等や家族のレスパイト支援体制づくり

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
80	一般財源	支援金 56 謝礼 24
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

医療的ケア児者が円滑にショートステイを利用できる体制づくりは、ご家族の日々の安心を担保し、レスパイトや災害時対応にもつながる重要な取組みです。このような場には医療的短期入所が可能な施設のほか病院の地域包括ケア病床等がありますが、スキルのある看護師の確保やスタッフの対応体制など受入側の実情と当事者側の希望とのギャップが生じやすく、施設等とご家族だけの調整では些細なつまずきから利用につながらずに終わるケースも散見されています。そのため、その間に立って諸課題を調整し解決に結びつけられる調整機能の必要性が浮かび上がってきました。

また、こうしたフォーマルな支援を補完するものとして、自宅でも知人・友人等の協力者によるインフォーマル支援を受けることをためらわず、積極的に様々な形の支援を受け入れられる姿勢の啓発に努めていくことも合わせて重要であることが見えてきました。

3 事業概要

① 専門コーディネートチームによるレスパイト入院等の円滑な調整と実施 (9千円)

当事者及びその介助者家族と医療機関等の間に立ってレスパイト入院の準備・調整・取りまとめを行うコーディネートチーム（市、在宅支援センターみらい、計画相談員、有識者等）を常設化し、双方の課題等の整理解決に結びつけます。

② レスパイト入院時における日中活動の支援 (15千円)

レスパイト入院中の病室等でのレクリエーション的な活動について、上記のコーディネートチームが調整し、その人のニーズにあった支援者（特支教員OB、音楽療法士、絵本読み聞かせボランティア等）を手配して、一定時間市の負担により派遣します。

③ 医療的ケア児者や重症心身障がい者のタイムケア利用の促進 (56千円)

知人や紹介者などで一時的なケアを任せられる方がいる場合、市に申し出ることによってその方をタイムケア介護者として認定し、その方にケアの対価として支払われた任意の謝礼に対し、1時間につき1,500円（医ケア対応看護師2,000円）を市から補助します。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 69

【拡充】 市有施設トイレの多機能化・バリアフリー化の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,000	ふるさと納税	5,000
		工事請負費 4,700
		委託料 270
(前年度予算 250)		備品購入費 30

2 事業背景・目的

障がいがあっても様々な場所へ安心して出かけられ、生活の質を高めていくためにも、市有施設トイレのバリアフリー化は重要な取組みとなりますが、障がいをお持ちの方のおむつ交換等や高齢者、子ども連れなど多くの方が多目的に利用できるユニバーサルシートまで整備されている施設はまだ少ないのが現状です。

令和4年度に改めて実情を把握するため、実際に障がいをお持ちの方や現役ヘルパーにもご同行いただき、重度の障がいをお持ちの方でも安心して利用しやすくなる視点で市有施設トイレ25箇所の実地踏査を行いました。

その結果、ベビーシートをユニバーサルシートに交換取付する等の簡易整備が必要なところ、配管や壁等も関わるような一定規模の工事が必要なところ、施設敷地内の空きスペースに新設が必要なところ、トイレ入口のサインが不十分なものやバリアフリートイレの場所を知らせる誘導サイン等が必要なところなど整備の必要な状況の把握ができました。これをもとに整備の方向性も整理できたことから、令和5年度より順次整備を進めます。

3 事業概要

設備交換などの簡易整備やピクトサイン・誘導サイン等の設置に着手するとともに、規模の大きい改修工事を要する施設について、今後の整備方法を検討します。

- ・ 修繕工事 道の駅宙ドーム神岡、道の駅飛騨古川いぶし他 5ヶ所
- ・ サイン作成設置 飛騨古川まつり会館、神岡振興事務所駐車場他 7ヶ所
- ・ ベッドマット等購入 ナチュラルみやがわ



障害のある人が
使える設備
Accessible
facility



介助用ベッド
Care bed



オストメイト
用設備
Facilities for
Ostomy /
Ostomate



ベビーチェア
Baby chair



おむつ交換台
Diaper
changing
table



着替え台
Changing
board

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 69

新規 地域包括ケア体制を支える稀少事業所の撤退防止

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
制度創設	—	—
(前年度予算	—)	

2 事業背景・目的

人口減少に伴う慢性的な人材不足が露呈する過疎地域では、現状の医療・介護・福祉のサービス提供体制をいかに維持していくかが地域包括ケア体制の大きな課題となっています。当市では広大な市域に利用者が散在しているため効率的なサービス提供が難しく、採算性等の面から新規参入事業者が見込みづらい実情にあり、現にサービスを提供している市内事業者も経営的に苦慮しながら運営されている実態もあります。

こうした状況下では、一つでも事業所が撤退されると途端に市民へのサービス提供体制が大きく後退することとなり、とりわけ市全体や各生活圏域内で唯一のサービスを提供する事業所が撤退された場合には市民生活に甚大な影響を及ぼすことから、こうした事業所の撤退防止を図るべく、事業所の経常的な費用負担が生じ撤退リスク要因にもなりかねない物件賃借経費に対する新たな支援制度を創設します。

3 事業概要

医療・介護・障がい福祉の在宅サービスの内、市で認める種目のサービスにおいて、市内や旧町村域で唯一の事業所となっており、その事業所建物を自己で所有せず賃借等により運営している事業所に対し、民間の賃貸物件である場合は賃借料の一部を補助し、市有施設への入居である場合は使用料等の減額を行うなど運営安定化への支援を行います。

賃借等の類型	民間賃貸物件	市有施設 (行政財産目的外使用、普通財産貸付)	指定管理施設
支援の方法	賃借料の補助	使用料又は賃貸料の減額 ^{※1}	指定管理料の支出
支援 割合	市内唯一	1/2・上限50万円	運営実態を鑑みて検討
	旧町村唯一	1/4・上限25万円	

(注) ※1 普通財産の貸付料減額は議会の議決を求める場合がある。 ※2 市の政策的意図に端を発した行政財産目的外使用に限る。

現時点で支援対象となる事業所は、行政財産目的外使用料又は普通財産貸付料の減額支援のみと見込まれるため、歳出予算の計上はありません。

担当課：市民福祉部総合福祉課 (☎0577-73-7483)

新規 移動対策助成金の障がい福祉サービスへの適用拡大

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
850	一般財源	850 助成金
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

近年、官民による各種事業所の創設が進んだことで、市内の障がい福祉サービス提供体制は充実してきましたが、過疎が進む広大な市域の中で各地域にくまなく事業所が設置できているわけではなく、市内で唯一となるサービスを提供している事業所では、利用者の送迎範囲が市全域に及ぶこともあり、長距離の送迎経費が事業所運営を圧迫している実情も見受けられます。

市では、特に重度障がい者に対しては既存の事業所による円滑な支援提供体制を維持していきたいと考えていますが、重度の方への支援について効率的な運用を行うことは性質上難しく、個別の送迎など既定の報酬の採算性を超えた事業者独自の対応で成り立っている部分もあることから、持続的な安定運営に課題を感じています。

そのため、介護サービスにおいてすでに制度化している移動コストへの支援制度の適用範囲を障がい福祉サービスにも拡充することで、この課題への対応を図ります。

3 事業概要

介護サービスにおける支援対象と同様のサービス種目である障がい福祉の生活介護及び居宅介護について、旧町村域を超える距離のある送迎や訪問に係る移動コストに対し、助成金を交付します。

なお、生活介護に関しては、居住地域に関わらず重度の方は毎日サービスを利用される傾向があるため、日・事業所あたりの支援上限を組み込んだ制度設計とします。

対象事業 (1)生活介護（共生型を含む）における利用者の送迎経費

(2)居宅介護における利用者宅への訪問経費

助成金額 2,000円/日・台（生活介護は一つの運行時間帯につき1台分まで）

申請方法 市に提出されるサービス提供実績記録より確認（個別申請は不要）

拡充 貨客混載や移動販売による買い物支援体制の強化

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,000	ふるさと納税 5,000	補助金 5,000
(前年度予算 4,000)		

2 事業背景・目的

買い物弱者への支援は、山間の過疎地域において高齢者等が安心して暮らし続けていくために欠かせない重要なテーマです。

市では、神岡町山之村地区での民間による移動販売が対応できなくなったことを契機として、令和4年度にコープぎふ・濃飛バス・地域住民と連携し、路線バスを活用した貨客混載*による商品輸送の実証実験を実施したところ、バス運行への影響もなく地域住民の負担軽減にもつながるなど、実用化への手応えを得ることができました。

一方、現在3事業者が市内で活動されている移動販売事業は、地域の高齢者の転出や施設入所等に伴い利用者が年々減少傾向にあり、物価や人件費等の高騰の影響も相まって、非常に厳しい経営環境に立たされています。

こうした状況を踏まえ、貨客混載モデルの本格展開に取り組むとともに、移動販売事業者に対する支援制度を拡充し、持続可能な買い物支援体制を構築します。

*バスや鉄道などと提携し、貨物と旅客の輸送・運行を一体的に行う仕組み。

3 事業概要

①【新規】民間事業者や地域住民と連携した貨客混載による配達支援（77千円）

神岡町山之村地区に加え、他の買い物困難地域においても、コープぎふ・公共交通と連携した貨客混載を展開し、高齢者等から注文を受けた商品を自宅まで配達する当該地区の住民に対し、貨客混載の運送に係る費用を年間10万円（1回の運送につき上限1,000円）まで補助します。

②【拡充】移動販売事業者等に対する支援（4,923千円）

買い物困難地区での移動販売を行う事業者運行経費に対する支援について、年間の補助上限額をこれまでの100万円から150万円に上げるとともに、市の買い物支援事業者リストに掲載され、高齢者宅等への商品配達やサロンなどでの出張販売を行う事業者を継続的に支援します。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.74

拡充 地域複合サロンの活動支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
460	一般財源	助成金 400 謝礼 60
(前年度予算 60)		

2 事業背景・目的

市では、Aコープの閉鎖等による地域の買い物環境への影響を軽減するため、コープぎふとの連携により宮川町の高齢者の通いの場に生協商品等が購入できる場を設ける実証実験として、平成29年度に地域複合サロンの取組みをスタートしました。

その後、河合町にも横展開が進み、地域住民が主体となって生活支援と介護予防を兼ねたサロンが運営され、地域住民の憩いの場、語らいの場として欠くことのできない取組みへと成長し、現在は市内4団体が精力的に活動されています。

これまで、各団体の活動に対しては、コープ共済の「地域ささえあい助成事業」による財政的支援が行われてきましたが、令和4年度をもって3年間の助成期間が終了することから、地域複合サロンが今後も継続的に発展し、また他地域へと波及していくことを目的として、市独自の支援制度を創設します。

※現在の活動団体：みーんなよらまいか（宮川町）、ぴいちくサロン（河合町角川）、もみじカフェ（河合町稲越）、よーらんカフェ（河合町羽根・元田）

3 事業概要

①【新規】地域複合サロン活動に必要な備品等の購入支援（100千円）

新規のサロン立ち上げや活動の継続に必要な備品等の購入費用を助成します。

新設団体：上限5万円、継続団体：上限2.5万円、1団体につき1回限り

②【新規】サロンを起点とした地域の課題解決に向けた取組みの促進（300千円）

地域の高齢者が抱える買い物や外出等の困りごとの解決に向けた新たな取組を行うサロン団体に対してその活動費を助成します（上限10万円、1団体につき1回限り）。

例：買い物支援バスツアーの開催、先進的な取組みを行う他地域への視察研修

③【継続】コープぎふと連携した地域複合サロン活動支援（60千円）

新規サロンの立ち上げ等にあたり、必要に応じてサロン運営のノウハウがあるコープぎふの有償ボランティア団体「おたがいさまひだ」への協力を依頼します。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.73

拡充 シニアクラブ連合会による主体的な活動の支援

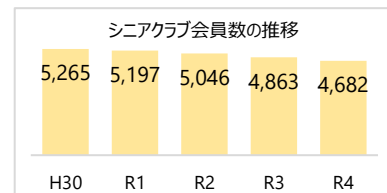
1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
8,324	県補助金	2,824	補助金	8,324
	一般財源	5,500		
(前年度予算 7,962)				

2 事業背景・目的

飛騨市シニアクラブ連合会は、60歳以上の方を対象とする高齢者の日常生活を健全で豊かなものにしていくための自主的な組織として、仲間づくりを通じて、知識や経験を活かした地域貢献活動、健康づくりや生きがいつくり活動などに取り組まれています。

連合会は市内53の単位クラブで構成されていますが、地域のつながりの希薄化や定年延長等によるライフスタイルの変化などにより、シニアクラブへの新規加入者は年々減少傾向にあり、今後の活動の停滞が懸念される状況にあります。

市では、これまでも連合会及び単位クラブの活動に対して補助金を交付してきましたが、地域コミュニティの重要な担い手の一つとして、より一層の会員の獲得と意欲的な活動を後押しするための新たな支援を行います。



3 事業概要

①【新規】シニアクラブ活動活性化推進事業補助金 (500千円)

シニアクラブ連合会が行う会員増強と活性化に向けた活動のうち、次に掲げる新たな事業に対して補助金を交付します (年間上限50万円)。

- (1) 会員以外の方に対するシニアクラブ活動への参加及び加入促進事業
- (2) 軽スポーツ、いきいき体操などの健康づくりや介護予防に資する重要な事業
- (3) 一人暮らし高齢者等への見守り、高齢者相互の支え合い活動に関する事業

②【継続】シニアクラブ連合会補助金 (7,824千円)

シニアクラブ連合会及び単位クラブの事業に対して補助金を交付します。

補助対象経費：報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料など

拡充 介護支援ボランティアの対象年齢・活動範囲の拡大

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,806	国庫・県補助金 1,427 介護保険料 1,903	委託料 3,806
(前年度予算 3,261)	一般財源 476	

2 事業背景・目的

市では、高齢者が介護施設等でのボランティア活動を通じて、高齢者自らの介護予防や健康増進に繋げることを目的として平成27年度から介護支援ボランティア制度を開始し、高齢者が行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイント数に応じて商品券に交換する仕組みにより運用しています。

令和3年度からは、外出が困難な高齢者を近所の方が相乗りして買物など外出支援する助け合いの取組が一部地域で自発的に行われていたことから、こうした高齢者の無償送迎もポイント付与の対象活動に追加しましたが、65歳以上の高齢者で送迎支援を行える活動者は少なく、数名の登録に留まっている現状にあります。

また本制度は、介護予防のみならず、介護施設等でのボランティア活動を通じ、介護職員の負担軽減や介護分野への就労のきっかけに繋がる介護人材確保対策としての側面も期待されます。

これらのことから、ボランティア活動対象者の年齢要件の引下げにより活動の裾野を広げ、介護予防と介護人材確保の両面から事業の更なる深化を図ります。

3 事業概要

飛騨市社会福祉協議会への業務委託により、ボランティア活動者の登録、ポイント交換や介護サポーター研修会等を継続的に実施するとともに、以下の制度拡充を行います。

①【拡充】介護ボランティア活動ポイント付与対象者の年齢引下げ

ポイント付与対象者の年齢を65歳以上から40歳以上に引下げることで、無償送迎などの市民ボランティア活動者の増加を図ります。

②【拡充】ポイント付与対象活動の介護人材確保対策分野への拡充

基準緩和ヘルパー養成講座や介護職員初任者研修など介護人材確保対策に資する活動への参加もポイント付与の対象に追加します。

また、介護施設へのボランティア活動を通じて介護分野への就労を促進します。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.24（介護保険特会（保険勘定））

拡充 割石温泉の運営スリム化と生きがづくり機能の充実

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,600	ふるさと納税 700 一般財源 900	委託料 1,600
(前年度予算 500)		

2 事業背景・目的

老人福祉センター割石温泉は、高齢者の教養の向上を図るとともにレクリエーションの場を提供し、心身の健康を増進することを目的として、昭和54年に設置された施設です。

開館から40年以上が経過し、その間の社会環境の変化や人口減少等の影響により、神岡町ではあらゆる場面での人手不足が顕著に見られ、割石温泉も同様にスタッフの確保が困難な状況が続いていることから、令和3年度より施設管理業務を細分化し、浴室洗浄などの重労働を外部委託することで労働条件の改善に努めています。

しかしながら、依然としてスタッフ確保に苦慮している状況に変わりはなく、安定的な施設の継続に向けた運営体制の見直しを図りつつ、民間へのアウトソーシングにより老人福祉センターの本来の目的でもある健康増進や生きがづくり機能の充実を図ります。

3 事業概要

①【新規】民間活力による老人福祉センター機能の強化（700千円）

高齢者の健康増進や介護予防に資する事業のほか、趣味娯楽や飲食提供など高齢者の生きがづくりとなる企画提案をプロポーザルにより公募・実施することで、民間活力によるレクリエーション等の機会を提供します。

②【改善】営業時間の短縮（ゼロ予算）

夜間の利用者が少ないことから閉館時間を1時間短縮し、勤務条件の改善を図ります。

営業時間 10:00～21:00 → 10:00～20:00

③【改善】利用料金の見直し（ゼロ予算）

利用料金体系を100円単位に見直すことで、つり銭業務に係るスタッフの負担を軽減するとともに、利用者の利便性向上を図ります。

料金 高齢者240円→200円 一般410円→400円 中人160円→200円 小人100円→無料

④【継続】スタッフ欠員時の緊急対応（900千円）

スタッフが欠けた場合の応急措置として、人材派遣会社からの人員補充を行います。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 75

拡充 シニア生きがいきづくりフェアの開催

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,668	国庫・県補助金	1,000 委託料
	介護保険料	1,334
(前年度予算 2,469)	一般財源	334

2 事業背景・目的

市では、高齢者の日常生活上の支援の充実・強化や社会参加の促進を一体的に図ることを目的とした生活支援体制整備事業を平成28年度から飛騨市社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを中心として、支援を必要とする高齢者を元気な高齢者が支えていくための人材の掘り起こしや支え合いヘルパーの養成に取り組むとともに、介護支援ボランティア、有償ボランティア「あんきねっと」、支え合い人材バンク等への登録を促すことで、活躍の場へのマッチングを行ってきました。

一方、人口減少に伴い様々な場面での人手不足が顕在化する中、ハローワークやシルバー人材センター等においても高齢者の多様な社会参加の促進に積極的に取り組まれています。これらの機関と連携した取組みにまでは至っていないのが実情です。

このことから、関係機関と連携し、豊富な経験やスキルを活かした地域貢献への思いがある高齢者に対して、活躍の場の情報提供やマッチング等を集中的に行う機会を設けることで、更なる高齢者の就労や多様な社会参加の促進を図ります。

3 事業概要

①【新規】シニア生きがいきづくりフェアの開催 (150千円)

ハローワーク、シルバー人材センター、農業団体、経済連合会等といった産業界に加えて、地域複合サロンや給食ボランティア等の支援団体との連携により、「シニア生きがいきづくりフェア」を古川・神岡の2会場で7月頃に開催し、それぞれの事業説明やPRを通じて高齢者の活躍の場を広く情報提供するとともに、生活支援コーディネーターが高齢者の多様なニーズとの個別マッチングを行います。

②【継続】生活支援コーディネーター活動の推進 (2,518千円)

市社会福祉協議会への業務委託により、支え合いヘルパー養成講座、フォローアップ研修会等を開催し、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課 (☎0577-73-6233) 予算書：P.25 (介護保険特会 (保険勘定))

新規 宿泊施設と連携した高齢者の冬期滞在モデルの実証

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
650	ふるさと納税	650 助成金
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

冬期間の積雪等による在宅生活への不安から、遠方に住む家族に身を寄せる高齢者が増加傾向にあり、慣れない地域や住宅環境での生活から心と体が虚弱化し、施設入所等を余儀なくされるなど、元の生活に戻れなくなってしまう事例も少なくありません。

また、冬期間のみサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの入所を希望される方もおられますが、入居料は月額15万円～20万円程度と年金生活者が多い高齢者には負担が大きく、冬期間のみの受け入れが可能な施設も限られています。

このような状況を解決するため、市内旅館と連携した冬期滞在モデルの実証を行い、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせる仕組みの確立を目指します。

3 事業概要

商店や病院等へのアクセスが良い市街地の旅館と連携し、市からの宿泊費用の助成に加え、旅館スタッフによる見守りや買い物支援等を行うことで、冬期における高齢者の安全・安心で安価な住まいを提供するモデル事業を実施します。

- ・対象者 ほぼ自立した生活ができる要支援認定者で、独居世帯又は高齢者のみ世帯かつ介護保険料第6段階以下の者（年金収入240万円程度以下）
- ・募集人員 2名
- ・滞在先 大村屋旅館（古川町金森町）
- ・料金 本人負担1,000円／日（規定の素泊まり料金との差額を市が助成）
- ・期間 令和5年12月～令和6年3月
- ・設備 簡易キッチン、冷蔵庫、洗濯機はそれぞれ共有
- ・生活環境 食事は簡易キッチンでの自炊または宅配弁当等を利用。
洗濯は備え付けの洗濯機を使用。徒歩圏内のリハビリ施設も利用可能。
- ・支援内容 旅館スタッフによる見守り支援、買い物同行支援等

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.74

新規 地域包括ケアシステムを支えるケアマネの応援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,600	一般財源	報償費
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

市内の在宅介護を支えるケアマネージャー（ケアマネ）は、ケアプランの作成等の介護保険制度上の通常業務に加え、行政だけでは対応しきれない隙間の支援に献身的に取り組まれ、地域包括ケアシステムを実践する上でなくてはならない存在となっています。

また、令和4年度には飛騨市ケアマネネットワークを設立され、高齢者が日ごろ自宅などで作っている作品を展示する「飛騨のてむずり展」を開催するなど、高齢者の生きがいづくりに繋がる活動に積極的に関わろうとする意欲の高い人材が数多くみられます。

一方で、同じ介護職である介護士やヘルパーと比較すると、処遇改善加算の対象とされておらず収入面での格差がみられ、人材不足や高齢化も深刻な課題となっています。

このような現状を踏まえ、地域包括ケアシステムの要として活躍するケアマネのモチベーションアップや離職防止、行政との更なる連携強化を図ることを目的として、ポイント方式による新たなインセンティブ制度を創設します。

3 事業概要

要介護者を介護する家庭へのごみ袋の配付などの市の施策のサポートや、高齢者の生きがいづくりに繋がる活動などを指標として、市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネ一人ひとりの活動状況に応じてポイントを付与し、年間の獲得ポイントを電子通貨等と交換します。

○インセンティブポイント項目（1名につき最大10ポイント）

- ・市施策の連携支援（介護応援手当の受給確認・介護者へのごみ袋の配付等）
- ・市が推進する事業の利用（口腔ケア、福祉用具・住宅改修リハビリ等専門職派遣等）
- ・個人活動（ケアマネネットワークの参加、経験年数）

○ポイントの交換

1ポイントにつき1万円として、各事業所のケアマネの獲得ポイント数に応じた額面のさるぼぼコインチャージ券若しくは市内商品券を交付します。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.73

新規 妊産婦一人ひとりに寄り添う^{マイ}My助産師制度の創設

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
930	一般財源	930 委託料

(前年度予算 0)

2 事業背景・目的

医療過疎地域でもある市内では、定期的な妊婦健診から出産に至るまで市外の医療機関を利用されるケースが大半であり、通院に伴う心理的・肉体的な負担の大きさに加え、緊急時の対応等に不安を抱える方も少なくありません。

こうした妊産婦とその家族の不安や悩みを解消し、きめ細かな支援を提供できる存在として地域に根差した助産師（助産所）があります。助産師の役割は、出産の立会いや正常分娩の赤ちゃんの取り上げばかりでなく、妊娠期を健やかに過ごすための健康管理や相談支援、授乳や育児指導、産後の身体の回復に至るまで、女性の心と体に関する専門職としてトータルサポートを行っています。

しかしながら、市内では助産師（助産所）の活動内容や利用方法の認知が進んでない現状にあることから、市独自の周知・利用促進策「My助産師制度」を創設することで、妊産婦の選択肢を広げ、助産師が妊産婦一人ひとりに寄り添いながら、地域で安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。

3 事業概要

助産師への業務委託により、妊産婦に対する妊娠期から育児期までの様々な相談や支援等を行うとともに、助産師（助産所）の役割を紹介するチラシを作成し、母子手帳交付時や転入・婚姻などの窓口手続き時に配布します。

- ・365日いつでも対応できる相談体制（電話・LINE・訪問・面談等）
- ・緊急時の対応や医療機関などの各関係機関（者）等への連携
- ・主治医の同意に基づく助産所での妊婦健診の実施（白券：問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査、超音波検査）

※いずれも希望する妊産婦又は同意を得た場合に限り実施します。



担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 86

拡充 在宅療養体制の安定化の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,000	ふるさと納税	2,000
		補助金
		謝礼
(前年度予算 550)		1,950
		50

2 事業背景・目的

疾病を抱えても、住み慣れた自宅で療養し、自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムを構築し実践していくため、その要を担う在宅医療専門クリニックの診療体制や、在宅療養の質を高める介護サービス提供体制の安定化に向けた支援を行うとともに、関係機関や専門職の更なる連携強化やICT機器等の活用を促進します。

3 事業概要

①【新規】在宅医療機関への医師派遣に係る支援 (1,200千円)

24時間365日体制で訪問診療や往診を行う市内の在宅専門クリニックにおいて、担当医師の定期的な休養を目的として他医療機関等からの医師の派遣を受ける場合、派遣者に係る交通・宿泊費等の1/2を補助します。

②【新規】介護事業所の訪問入浴サービス提供体制に対する支援 (200千円)

在宅療養下での生活リズムを整え、心身のリフレッシュにつながる訪問入浴サービスの安定的な提供に向け、訪問入浴を実施する市内の介護事業所に対し、業務に必要な看護師のマッチング支援を行うとともに、訪問等に係る人件費等の一部を補助します。

③【新規】在宅療養に関する合同研修会等の開催 (50千円)

市内の医療・介護等専門職を対象として、在宅専門クリニックの医師による研修会を開催し、共通理解や情報共有等を通じて更なる連携強化を図ります。

④【継続】在宅療養世帯におけるたん吸引器の購入支援 (50千円)

65歳以上の高齢者が在宅療養されている世帯等に対し、たん吸引器の購入費用の3/4(上限2.5万円)を補助します。

⑤【継続】医療機関等における在宅医療・介護連携用機器等の導入支援 (500千円)

市内の医療機関及び介護事業所における在宅医療・介護連携のためのICTツールや訪問用車両、その他先進機器等の導入に対する助成を行います。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課 (☎0577-73-6233) 予算書：P. 86

拡充 医療・介護・福祉人材確保のための支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】										
15,818	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふるさと納税</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">15,000</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td style="text-align: right;">818</td> </tr> </table>	ふるさと納税	15,000	一般財源	818	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">補助金</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">15,000</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">518</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table>	補助金	15,000	委託料	518	報償費	300
ふるさと納税	15,000											
一般財源	818											
補助金	15,000											
委託料	518											
報償費	300											
(前年度予算 10,300)												

2 事業背景・目的

市では、地域包括ケアシステムの基盤となる医療・介護・福祉サービス提供体制の維持・向上を目的として、平成28年度より包括的な人材確保支援制度を創設し、事業所等の困りごとに寄り添いながら改善を重ね、時流を捉えた様々な施策展開に取り組んでいます。

令和5年度は、外国人介護人材の家族を含む生活支援と学生から就労先として選ばれる地域づくりに力点を置きつつ、引き続き重層的な人材確保対策を推進します。

3 事業概要

①【拡充】家族帯同の外国人介護人材に対する追加的支援（事業費の内数）

市内で活躍する外国人介護人材の中には、母国のパートナーを呼び寄せて共に暮らすことを希望される方もみえますが、家族滞在者には週28時間以内の就労制限が当面課されることから、当該世帯の生活を経済的に下支えするため、パートナーの就労制限が解除されるまでの間、月額1万円を既定の家賃補助等に上乗せして支援します。

②【新規】市内医療機関における看護実習受入れ体制の強化（事業費の内数）

看護学生の実習受入れ機会の拡大を図るため、市内医療機関における看護師の「実習指導者研修」の受講費用に対し、一人につき2万円を補助します。

③【新規】市内の看護現場の魅力発信（518千円）

市内の医療機関や介護事業所で働く看護師に焦点を当て、職場環境や業務内容、職員からのメッセージ、市の各種支援制度等を紹介する情報誌を作成し、医療・介護総合人材バンク登録者等に対して広く情報発信します。

④【改善】医療職等を目指す学生の交流機会の提供（ゼロ予算）

市の医師・看護師就学資金や総合人材バンク制度を活用して医療職等を目指す学生を対象に、飛騨市民病院の見学会やオンラインでの交流会等を開催することで、仲間づくりと就学中の悩みや不安の解消につなげるとともに、将来の選択肢の一つとして市内就職の意識付けを図ります。

医療・介護・福祉人材確保対策に係る補助制度

大きく7つのカテゴリーの補助制度により、大胆かつ重層的な人材確保対策の支援を実施しています。前頁に掲載した新規・拡充事項を含む制度の概要は以下のとおりです。

(☒：事業所等を運営する法人を対象、☑：専門職員等の個人を対象、☒：法人・個人ともに対象)

1. 事業所の特色ある取組みに対する支援

☒ 入居・入所系事業所における介護ロボットの導入促進	介護従事者の負担軽減等を図るため介護ロボットを導入する市内の入居・入所系介護事業所に対し、県補助制度を補完する形で導入費用の1/2以内(上限30万円)を補助。
☒ 医療・介護現場における有用介護機器の導入促進	医療専門職・介護職の負担軽減や業務効率化につながる介護機器等を導入する市内の医療機関・介護事業所に対し、導入費用の3/4以内(上限10万円)を補助。
☒ 空き家等の社宅化利用による介護人材のための住居の確保支援	住まいと職をセットにした人材確保を図るため、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。
☒ 人的ネットワーク等を活用した介護人材の発掘の支援	成功報酬型の職業・人材紹介制度を活用する市内の介護事業所等に対し、紹介謝金等の1/2以内(上限1万円)を補助。
☒ 人材募集に係る広告宣伝活動の支援	広く人材募集に関する広告宣伝を行う市内の介護事業所等に対し、広告宣伝費用の2/3以内(上限5万円/回)を補助。
☒ 効果的な求人活動に向けた事業所の魅力の磨き上げの支援	求人活動において自らの事業所の魅力を分かりやすく伝えるため、専門デザイナー等に依頼し、質の高いパンフレットやWebサイト等を作成する市内の介護事業所に対し、作成費用の2/3以内(上限8万円)を補助。
☒ 介護の仕事や事業所の魅力等を発信するイベント等への出展支援	介護の仕事や職場等の魅力を発信し、求職者への興味喚起を図るため、地域内外でのイベント等の出展や開催、求職者とのマッチング機会(企業展等)への出展を行う市内の介護事業所に対し、次の費用を補助。 (1) イベント出展・開催費用の3/4以内 (上限8万円[単独法人]・30万円[複数法人]) (2) 企業展出展費用の1/2以内(上限5万円)
☒ 介護現場における指導者の雇用支援	新入職員や外国人介護人材の育成・指導のため、介護の技術や知識等を有する指導者を雇用する市内の介護事業所に対し、人件費の2/3以内(上限4万円/月)を補助。
☒ 産休・育休の取得と復職支援体制整備の促進	働きやすい職場環境と人材の定着のため、産休・育休の取得や復職支援体制を整備する市内の介護事業所に対し、正規職員の産休・育休取得時に10万円/人の奨励金を交付。
☒ 在宅介護を支える介護ヘルパー経験者の雇用促進	住み慣れた在宅での介護サービスを安定的に提供するため、介護ヘルパー経験者を正規雇用する市内の介護事業所に対し、10万円/人の奨励金を交付。

2. 市外からの流入による人材確保の推進

㊦ 医療・介護・福祉専門職のU・Iターン就職の促進	<p>市内または近隣地域への帰郷・移住により、市内の医療・介護機関等に正規職員等として就業した医療・介護等専門職員に対し、奨励金(市内居住者10万円、高山市及び富山市居住者5万円)を交付。</p> <p>また、介護福祉士養成課程のある学校等の卒業者で、資格取得前に市内就業し、卒業後4年以内に介護福祉士を取得し継続して就業する場合は、上記に加えて15万円の特別奨励金を交付。</p> <p>※ただし、就職後2年間継続して勤務しないときは、いずれも返還を求める。</p>
㊦ 医療・介護等専門職に対する家賃支援	<p>U・Iターンを経て市内の医療・介護機関等(市営を除く)に正規職員として勤務するため、賃貸により市内に住居を構える医療・介護等専門職員に対し、家賃の1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。</p> <p>また、外国人介護人材が就労制限を受ける家族帯同者と同居する場合、帯同者の就労制限が解除されるまでの間について、1万円/月を上乗せして補助。</p>
㊦ EPAによる外国人介護福祉士候補者の求人支援	<p>EPA(経済連携協定)に基づき、国内の介護施設で働きながら介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護福祉士候補者の求人手続きに取り組む市内の特別養護老人ホーム等に対し、次の費用を補助。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 求人申込・説明会参加費等の1/2(上限3万円)(2) 現地面接等に係る渡航費用の1/2(上限25万円)(3) 就労候補者の渡航費用の1/2(上限10万円)、日本語研修費用の2/3(上限20万円)
㊦ 外国人技能実習生の雇用促進	<p>外国人技能実習生を雇用する市内の医療・介護機関等に対し、実習生監理団体に支払う経費の10/10(1名につき最長5年間)を補助。</p>
㊦ 外国人留学生の修学支援	<p>卒業後に市内医療・介護機関等への就労意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して市の連携育成機関(サンビレッジ国際医療福祉専門学校(揖斐郡池田町))で修学する外国人留学生に対し、賃貸住宅家賃の1/2以内(上限3万円/月)を補助。</p> <p>※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。</p> <p>また、上記の留学生に対し入学祝金等を交付する市内の医療・介護機関等に対し、祝金等支払額の10/10(上限5万円)を補助。</p>
㊦ 外国人介護人材の就職準備の支援	<p>市の連携育成機関を卒業後1年半以内に市内の医療・介護機関等に就職した外国人留学生介護人材に対し、40万円の就職準備金を交付。</p> <p>※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。</p>
㊦ 外国人介護人材に対する日本語教育の支援	<p>外国人介護人材への日本語教育を行う市内の医療・介護機関等に対し、授業料等の3/4以内(上限8万円/人・年)を補助。</p>

<p>外国人介護人材のための住居の確保支援</p>	<p>外国人介護人材の住居を確保するため、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。</p>
<p>家族帯同の外国人介護人材に対する生活支援</p>	<p>就労制限を受ける家族帯同者とともに社宅等に居住する外国人介護人材に対し、帯同者が永住権を取得するまでの間について月額1万円を交付。</p>
<p>医療・介護等学生による市内現場でのアルバイト・実習の奨励</p>	<p>市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトや教育機関所定の実習を行う医療・介護等学生に対し、奨励金を交付(5～9日間:1万円、10日以上:2万円)。</p>
<p>常勤医の確保・事業承継の支援</p>	<p>市外で勤務・開業していた医師が、市内医療・介護機関等の常勤医として就任する場合、または院長等として市内医療・介護機関等の事業を承継する場合、300万円の奨励金を交付。</p> <p>※ただし、就任の日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。</p> <p>また、上記の医師の受入れにあたり、施設・設備等の環境整備を行う市内の医療・介護機関等に対し、整備費用の1/2以内(上限100万円)を補助。</p>

3. 地域における人材掘り起こしの推進

<p>シニア世代の介護就労の促進</p>	<p>市内の介護事業所等において、満60歳以上で初めて常用介護職として雇用され3ヶ月以上継続して勤務している方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者3万円)を交付。</p>
<p>潜在看護師による市内医療・介護機関等でのアルバイトの奨励</p>	<p>有資格者の市内就職を促進するため、市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトを行う潜在看護師に対して奨励金を交付(5～9日間:1万円、10日以上:2万円)。</p>
<p>潜在看護師の復職に向けた現場見学の奨励</p>	<p>市内医療・介護機関等の看護現場の見学を行う潜在看護師に対し、5千円/箇所の奨励金を交付。</p> <p>また、見学時に託児サービス等を利用する場合、別途5千円を上限に実費支給</p>

4. 医療・介護職の資格取得の支援

<p>介護職員初任者研修受講料の支援</p>	<p>市内の介護事業所等に勤務し、または勤務しようとする市民に対し、民間研修事業者から受講する初任者研修費用の1/2以内(上限5万円、ひとり親家庭・市の社会的孤立支援を受けている方は上限7万円)を助成。</p> <p>また、別途市が開催する介護職員初任者研修は、5.5万円(高校生無料、ひとり親家庭・市の社会的孤立支援を受けている方は1万円)で受講可能。</p>
------------------------	---

<p>㊦ 介護職員福祉士実務者研修費用の支援</p>	<p>職員のスキルアップのため実務者研修を受講させる市内の介護事業所等に対し、受講費用の3/4(上限6万円)を補助。 また、医療・介護機関等に所属していない市民が受講する場合は7万円を上限に補助。</p>
----------------------------	--

<p>㊦ ひとり親家庭における介護職資格取得の支援</p>	<p>ひとり親家庭の安定した職業機会の確保のため、介護職資格を取得しようとするひとり親家庭の親に対し、次の費用を補助。 (1) 既に介護職員である者の資格取得研修に伴う時短勤務等による減収相当額 上限2万円/月(最長6ヶ月) (2) 市が主催する介護職員初任者研修受講時の休業等による減収相当額及び託児サービス等の利用費 上限8千円/日 (3) 国の職業訓練受講給付金を受けて介護職員初任者研修を受講した者が労働金庫から借り入れた求職者支援融資の債務額 上限5万円/月×借入月数</p>
-------------------------------	---

<p>㊦ 医療・介護・福祉専門職を志す地元高校生等の支援</p>	<p>卒業後に専門職として市内就職する意向をもって市の連携育成機関(サンビレッジ国際医療福祉専門学校(揖斐郡池田町))に進学する地元高校生等に対し、3万円の奨学金と修学支援金(介護福祉士課程15万円/年・その他専門課程30万円/年)を交付。</p>
----------------------------------	--

<p>㊦ 介護福祉士を志す方の修学支援</p>	<p>卒業後に市内就職する意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して市外の大学・養成機関等で修学する方に対し、賃貸住宅家賃の1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。 ※ただし、卒業後3年半以内に市内に就業し、3年以上介護福祉士として継続して勤務しないときは返還を求める。</p>
-------------------------	---

<p>㊦ 准看護師のスキルアップの支援</p>	<p>市内の医療・介護機関等に就業しながら、養成課程の受講等により看護師の資格を取得した准看護師に対し、学費・交通費等の1/2(上限50万円)を補助。</p>
-------------------------	---

5. 医療・介護等専門職の学びの環境の向上

<p>㊦ 専門分野に関する学びの機会提供の支援</p>	<p>医療・介護等専門職員の知識や技術の向上のため研修等を受講させる市内の医療・介護機関等に対し、参加費・交通費等の10/10(上限5万円/年)を補助。</p>
-----------------------------	--

<p>㊦ 専門分野の拡大にチャレンジする専門職の支援</p>	<p>個人の意思により自身の専門分野以外の知識向上や資格取得のため研修等を受講する市内の医療・介護等専門職員に対し、受講料等の1/2以内(上限3万円/年)を補助。</p>
--------------------------------	---

<p>㊦ 外部専門家を招いた横断的な研修開催の支援</p>	<p>外部の専門家を招へいし、自機関のみならず市内の他機関の職員も対象に先進的・専門的な研修を実施する市内の医療・介護機関等に対し、研修実施費用の3/4以内(上限10万円)を補助。</p>
-------------------------------	--

<p>㊦ 市外の先進的現場での実地研修の支援</p>	<p>医療・介護等専門職員のスキルアップや職場改善のため、市と人材育成連携協力協定を締結する社会福祉法人新生会(揖斐郡池田町)が運営する医療・介護現場に職員を短期派遣する市内の医療・介護機関等に対し、旅費・滞在費の10/10(上限7万円/人・回)を補助。</p>
----------------------------	---

<p>④ 現場実習受入のための資格取得の支援</p>	<p>看護学生の実習受入れに必要な実習指導者研修を受講する市内医療機関の看護師に対し、受講費用等について2万円を補助。</p>
----------------------------	---

6. 介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保対策

<p>④ ケアマネ増員に伴うケアプラン作成システムの導入支援</p>	<p>ケアマネの増員配置に伴いケアプラン作成システムを追加導入する市内の居宅介護支援事業所に対し、導入費用の3/4以内(上限20万円)を補助。</p>
<p>④ 新規雇用ケアマネが担当するケアプラン作成に対する支援</p>	<p>新たに雇用した常勤ケアマネが担当するケアプラン数が少なく介護報酬による収入が十分に得られない市内の居宅介護支援事業所に対し、人件費相当について5万円/月(最長4ヶ月)を上限に補助。</p>
<p>④ ケアマネの安定的な雇用促進</p>	<p>新たにケアマネを雇用した市内の居宅介護支援事業所に対し、7万円/人の奨励金を交付。 また、雇用されたケアマネ本人に対し、3万円の奨励金を交付。</p>
<p>④ ケアマネの資格更新や研修費用の支援</p>	<p>市内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネの資格更新やスキルアップのための研修受講にあたり、ケアマネ本人または事業所が負担した受講料・交通費の2/3以内(受講費用上限3万円、交通費上限5千円)を補助。</p>
<p>④ ケアマネを志す方の資格試験の支援</p>	<p>居宅ケアマネとしての就職を目指し、ケアマネ試験に合格した市民に対して5千円を交付。</p>
<p>④ 居宅介護支援事業所の開設に対する支援</p>	<p>市内で新たに居宅介護支援事業所を開設する法人に対し、開設費用の3/4以内(上限30万円)を補助。</p>

7. 人材確保に関する特別対策

<p>④ 特別養護老人ホーム等における夜勤者の処遇改善の促進</p>	<p>夜勤者の確保や体制維持のため、独自の手当加算を継続的に行う市内の特別養護老人ホーム等に対し、対象者の夜勤1回につき次の額を交付。 (1) 特定処遇改善加算Ⅰ該当者 100円 (2) 特定処遇改善加算Ⅱ該当者 200円 (3) 看護師・准看護師、その他 500円 また、人・月あたりの規定回数を超えて夜勤を行う場合、手当の増額支給分の2/3以内(上限4千円)を交付。</p>
<p>④ 病院薬剤師の緊急確保時における奨学金返済の特別支援</p>	<p>市内医療機関において薬剤師の緊急的な人員確保が必要となった際に、修学時に借り入れた奨学金等の返済を行っている薬剤師が着任した場合、その返済額について3万円/月(最長6年間)を上限に補助。 ※ただし、就任の日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。</p>

<p>個 医療・介護総合人材バンクの設置と緊急マッチング時の特別支援</p>	<p>市出身の医療・介護等専門職員や学生を積極的に把握し、継続的な関係性を深めていくため「医療・介護総合人材バンク」を設置し、登録者に対して報償品を進呈。</p> <p>また、人材バンクに登録され、市内医療・介護機関等における急な欠員等が生じた際に、市のマッチングに応じて当該機関に就業することとなった専門職員に対し、30万円を交付。</p> <p>※ただし、就任の日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。</p>
---	--

医療・介護・福祉人材確保対策に係る貸付制度

上記の補助制度に加え、条例に基づく以下の修学資金等の貸付制度を実施しています。なお、これらの運用に関する費用は、36ページに記載する事業費には含んでいません。

<p>個 医学生に対する修学資金の貸与</p>	<p>将来、市内医療機関に勤務する意向がある医学生に対し、修学資金(大学入学時30万円、修学期間中20万円/月・最長6年間)を貸与。</p> <p>卒業後9年以内に市内医療機関に医師として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。</p>
<p>個 岐阜大学医学部「地域医療コース」生に対する修学資金の貸与</p>	<p>市の推薦を受けて岐阜大学医学部地域枠「地域医療コース」に入学した医学生に対し、岐阜県と共同で修学資金(入学金・授業料相当額に加え、20万円/月・6年間)を貸与。</p> <p>卒業後に県内医療機関等に7年間従事し、うち4年間を県が指定する機関(うち2年以上を市内機関)で勤務した場合は返済を免除。</p>
<p>個 看護学生に対する修学資金の貸与</p>	<p>将来、市内医療・福祉機関等に勤務する意向がある看護学生に対し、修学資金(10万円/月)を貸与。</p> <p>卒業後3年半以内に市内医療・福祉機関等に看護師等として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。</p>
<p>個 医療・福祉専門職に対する就職準備金の貸与</p>	<p>市外から市内の医療・福祉機関等に勤務しようとする医療・福祉専門職員に対し、就職準備金(20万円(夜勤者は30万円))を貸与。</p> <p>貸与を受けた日から2年間継続して勤務した場合は返済を免除。</p>

新規 社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,662	一般財源	2,662 交付金
(前年度予算 0)		2,662

2 事業背景・目的

市の最重要課題の一つである介護・福祉人材の確保対策について、市内の社会福祉法人である神東会（神岡町）と吉城福祉会（古川町）では、相互の連携・交流を深めることで年々厳しくなる人材確保等に対応していきたいとの意見交換が以前からなされており、市としてもこの動きに注目してきましたが、両法人に具体的な検討を進めるだけの人的余裕が無い状況が続いていました。

こうした中、法改正により令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が開始されました。これは複数の社会福祉法人が社員となって運営する法人で、合併とは異なり、各法人が従前どおりに運営しながら、経営基盤の強化や良質なサービス提供のための相互連携を強化できる仕組みです。全国でもまだ僅かしか事例はありませんが、市内でこれを実現できれば、各法人の強みを持ち寄った一体的な人材募集・育成が可能となり、各分野の専門人材が適材適所で活躍できることで、持続可能な福祉体制の構築につながります。

そこで、市から両法人に本制度の活用を働きかけ、その協議に向け合意形成が得られたことから、令和5年度中の連携推進法人の創設・運営に向けて全面的な支援を行います。

3 事業概要

神東会と吉城福祉会が設置する社会福祉連携推進法人の事務局長として職員1名を出向させるとともに、円滑な運営のため事務局運営費（事務員人件費、事務用品、登録手数料等）を交付します。

【連携推進法人の創設による主な効果】

- ① 両法人の職員一括採用活動による人材確保、外国人介護人材の幅広い活用、市協定校サンビレッジ国際医療福祉専門学校との人材育成・確保連携
- ② 人事交流による職員の資質向上
- ③ 母体の大きな研修体制の確立によるキャリアアップ体制の構築
- ④ 災害時等の連携相互支援
- ⑤ 物資の共同購入

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.71

新規 市民病院リハビリ専門職との連携による介護予防の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,500	受託事業収入	3,500 委託料
(前年度予算 0)		

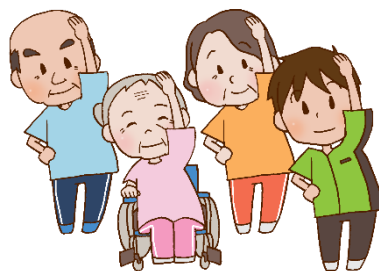
2 事業背景・目的

地域包括支援センターは、介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、地域の皆さんの健康や生活を守るとともに、様々な窓口相談や介護事業者、民生児童員、地域見守り相談員からの情報をもとに各戸を訪問し相談支援を行う機関です。また、市ではこれらの活動に加え、「お元気チェックリスト」を活用したハイリスク者の把握に努め、介護サービスの利用や地域の通いの場へつなぐなどの介護予防の推進に取り組んでいますが、その実効性を高めるためには、高度な知識や経験を持つリハビリ専門職が高齢者等の生活の場に介入し、生活動作全般に対し医学的な根拠に基づいた支援や指導を行うことで、生活改善、社会参加、生きがいをつなげていくことが必要です。

こうした中、飛騨市民病院では、短期集中リハビリや訪問リハビリの実施、介護サービス事業所や地域ケア会議等への指導をいただくなど院外事業にも積極的に取り組んでいることから、市民病院との更なる連携・協働により一般介護事業やフレイル対策の充実を図り、高齢者が最後まで自立した暮らしを送ることができる環境づくりを推進します。

3 事業概要

飛騨市民病院への専門職派遣業務委託により、週3～4日程度の頻度で理学療法士や作業療法士を招へいし、介護予防教室や体操を主とした通いの場での運動指導、お元気チェックリストによるハイリスク者訪問時の生活改善の提案など、専門職ならではの視点による支援や協力体制の下で、介護予防事業の更なる充実を図ります。



担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.8（後期高齢者医療特会）

新規 介護予防ケアマネジメントCの充実

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
ゼロ予算	—	—
(前年度予算 —)		

2 事業背景・目的

市町村の地域包括支援センターが介護保険制度の総合事業の一つとして実施する「介護予防ケアマネジメント」は、高齢者自身が地域で生きがいを感じながら自立した生活を送れるよう、心身の機能改善だけでなく、地域の中での役割など目標を持って生活するための支援プランを提供する制度です。

これには、A、B、Cの三つの類型があり、これまで市では継続的なモニタリングや評価が必要なケアマネジメントA、Bの作成のみを行ってきましたが、比較的自立度の高い高齢者に対し生活改善プランを作成するケアマネジメントCを令和3年度から試行的に開始したところ、利用者本人が自身の身体状態や生活目標の達成に向けた取組などを紙面で直接受け取ることができるため、非常に好評を得ています。

このため、令和5年度よりケアマネジメントCを本格的に実施し、潜在的な対象者の掘り起こしに努めることで、介護予防に対する意識を向上させ、心身の状態維持と介護サービス利用時期の延伸を図ります。

3 事業概要

地域包括支援センターにおいて、お元気チェックリストによるハイリスク者や体操を主とした通いの場になかなか出て来られない方等を対象として、介護予防に資する生活改善についてのケアマネジメントCを作成し本人へ交付することで、介護予防の意識付けや社会参加などの自発的行動を促します。

いつまでもいきいきと生活するために～
さんの健康づくりシート ～

これから住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、自分が興味や関心をもてる「活動」に取り組み、健康寿命を延ばしましょう。

目標： _____

作成日 年 月 日

からだや生活の状況 等	目標を達成するために	
<input type="checkbox"/> 運動機能の低下の可能性 <input type="checkbox"/> 栄養状態の可能性 <input type="checkbox"/> 口腔機能の低下の可能性 <input type="checkbox"/> その他()	自分ですること	
	家族等の支援	
	利用するサービス	

「自分で取り組むのが難しい!」
「足腰が痛くて、生活に不安が出てきた」

不安なこと心配なことがあれば、
地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センター

ハートピア古川内 ☎ 0577-73-6233
神岡窓口 ☎ 0578-82-1456

担当課：市民福祉部地域包括ケア課 (☎0577-73-6233)